

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 恵史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共 通 03-6821-9550



2025・2・10

標準必須特許の使用料めぐり 中国をWTOに提訴 (EU)

欧州連合(EU)の欧州委員会は、中国政府がEUの標準必須特許(SEP: standard essential patent)をめぐり、特許使用料を不当に引き下げているとして、世界貿易機関(WTO)に提訴したと発表した。

欧州委員会によると、中国企業は、通信技術などのハイテク分野で不当に低い標準必須特許使用料で欧州企業の技術を利用しており、WTO協定違反に当たるとしている。

「標準必須特許」とは、標準規格に準拠した製品の製造やサービスの提供を行う際に必ず実施することとなる特許権。通信分野では高速大容量規格の「5G」技術などが該当する。

欧州にはエリクソン(スウェーデン)やノキア(フィンランド)といった世界的な通信機器メーカーが「5G」に関連する特許を多く保有しているが、中国政府は、特許権者の承諾を得ないまま特許使用料を低く設定しているとしている。

リヤド意匠法条約が採択 登録出願手続で国際調和

サウジアラビア・リヤドでこのほど開催された外交会議で、「リヤド意匠法条約」が採択された。

この国際条約は、各国で異なる意匠登録、出願手続を調和・簡素化することにより、出願人の負担を軽減することを目的としている。

特許法条約(PLT)と商標法に関するシンガポール条約(STLT)に次ぎ、リヤド意匠法条約(DLT: Design Law Treaty)が採択されたことにより、産業財産権の主要3法に関する国際条約がすべて確立されることになる。

条約には、グレースピリオド(新規性喪失等の例外)や出願・登録意匠の非公表の維持(秘密意匠制度)、手続期間を超過した場合や権利

を喪失した場合等に一定の条件下で提供される救済措置などが盛り込まれている。

【条約の主な内容】

- ①出願及び申請時に官庁が課すことができる要件
- ②グレースピリオド(新規性喪失等の例外)
- ③出願・登録意匠の非公表の維持(秘密意匠制度)
- ④手続救済措置
 - (a)官庁が指定する手続期間の延長
 - (b)意匠出願又は登録に関する権利回復
 - (c)優先権主張の訂正・追加
 - (d)優先権回復

本条約は、15の国又は政府機関が批准書又は加入書を寄託した後3か月で効力を生じることになっており、日本で批准する際には意匠法の改正が行われる予定。

特許(登録)証の再交付請求 本年1月から要件緩和(特許庁)

特許庁は、特許証や登録証の再交付請求について、令和7年1月1日以降は理由を問わず請求することができるよう要件を緩和した。

これまで特許(登録)証の再交付にあたっては、「特許(登録)証再交付請求書」に「汚損・破損・紛失」のいずれかの理由を明示する必要があった。また、汚損・破損の場合には、特許(登録)証を提出(返却)することが求められていた。

本年1月からは理由を問わずに再交付請求をすることが可能になるとともに、汚損・破損の際に求められていた特許(登録)証の提出も不要となった。

書面手続のデジタル化の推進により、特許(登録)証は受領者の選択によりオンラインで受領することも可能となったが、オンラインで受領した者から、紙での再交付を請求したいという問い合わせが度々寄せられていることや、オンラインで受領した特許(登録)証は受領者の判断で制限なく紙で印刷できる状況であることなどから、再交付請求にあたっての要件(汚損、破損、紛失)が撤廃された。

解説

**進歩性の判断(相違点についての容易想到性)
知的財産高等裁判所
令和6年(行ケ)第10039号 審決取消請求事件
令和6年12月25日判決言渡**

第1 事業の概要

原告は、発明の名称を「エンボスを有する袋」とする発明についての特許出願(特願2021-512339号)(本件出願)の出願人である。本件出願に対する拒絶査定への不服審判請求(不服2022-6919号)において特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下し、原告が、本件審決の取消しを求めたものである。

本件審決では、特許請求の範囲の請求項1に係る発明(本願発明1)は「特開昭63-19224号公報(引用文献1)に記載された発明(引用発明1)及び特開昭55-158925号公報(引用文献2)に記載された発明(引用発明2)に基づいて当業者が容易に発明することができたものである。」とされ、本判決では原告の請求が棄却された。

ここでは、本願発明1についての本判決における進歩性判断に関する部分を紹介する。

第2 判決

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

第3 理由

本願発明1と引用発明1を比較すると、本件審決が認定したところの一一致点及び相違点があることが認められる。

すなわち、一致点は

「袋であって、前記袋は、その表面に凹凸部位を有し、前記凹凸部位は、複数の凹凸を含み、前記凹凸部位は、インクを用いずにロゴマークを表現したものであり、前記凹凸の高さは、1μm以上である、袋」であり、

相違点(相違点1)は、次のとおりである。

本願発明1の袋では、インクを用いずにロゴマークを表現したものが「単位エンボス」であり、「袋は、その一部又は全面に1つ又は連続した単位エンボスを有し、前記単位エンボスは、複数の凹凸の列を含み、」「前記複数の凹凸の列は、凹凸の周期が、0.1μm以上1mm以下のストライプ状であり、前記凹凸の高さは、0.1μm以上0.1mm以下である。」に対し、

引用発明1の袋では、インクを用いずにロゴマークを表現したものが「梨地部位」であり、「手提げ袋は、その表面に梨地部位を有し、前記梨地部位は、微少な凹凸が施され、」「前記微少な凹凸の高さは、1μm以上である。」

<相違点1の容易想到性について>

ア 引用発明1のプラスチックフィルムを用いて製造した手提げ袋は、その表面に梨地部位を有し、梨地部位は、微少な凹凸が施され、梨地部位は、印刷インクによる印刷工程を経ずに模様及び文字の組合せを表現したものであるところ、その技術的意義は、特に印刷工程を設けることなく、凹凸面と平滑面とを組合せた押圧工具として一対のロールを使用し、プラスチックフィルムをその軟化温度で押圧工具により押圧することにより、艶消し梨地部位と光沢ある平滑部位とのコントラストによる図柄を表すというものである。

また、引用文献2記載事項のプラスチックフィルムは、複数の波の列を用いて模様が表現されたものであり、複数の波の列は、波ピッチが500μm~2mm程度であり、波高さが50μm~0.2mm程度であるところ、その技術的意義は、剛性であって、つる巻角ψをもった切欠き部及びそれに交叉する切欠き部を有する、又は、斑点状に多数の切り欠き部を有する円筒ロール等の上に金属線、例えばピアノ線を密接巻回してなるプレスロールで波付けすることにより、波付けした部位と原のままのシートとによって格子状や斑点状等の図柄を表すというものである。

本願発明1及び引用発明1と引用文献2記載事項は、いずれもロールを使用してフィルムを押圧し加工するエンボス加工という同一の技術分野に属するものである。

また、引用発明1の「梨地部位」と引用文献2記載事項の「複数の波の列」とは、いずれも印刷工程を設けることなく、フィルム表面上に微小な凹凸を形成することで模様を表現するという共通の作用、機能を有するものであって、本願発明1も、この点については同じである。

したがって、本願発明1の属する分野における通常の技術知識及び技術手段を有するような当業者が、その有する通常の創作能力を發揮した場合において、引用発明1の「梨地部位」による模様の表現に替えて、引用文献2記載事項の「複数の波の列」による模様の表現を適用することは、容易であったというべきである。

そして、本願発明1における「単位エンボス」とは、引用発明1に引用文献2記載事項を適用してロゴマークなどの模様を表現したものと解されるから、この場合において、当該模様の表現を袋の一部又は全部に適用するかという点や、1つ又は連続した模様による表現とするかという点は、当業者が適宜なし得た設計事項にすぎない。

イ また、引用文献2記載事項の波の列は、波ピッチが500μm~2mm程度、波高さが、50μm~0.2mm程度である一方、本願発明1の凹凸の列は、凹凸の周期が0.1μm以上1mm以下、凹凸の高さが0.1μm以上0.1mm以下であり、両者は凹凸の周期500μm~1mm、凹凸の高さ50μm~0.1mmの範囲で重複する。そして、凹凸の周期及び高さは、数値範囲の上下限値をどの程度とするかは、模様に求められる視認性等に応じて当業者が適宜選択し得るものである。

したがって、引用発明1に引用文献2記載事項を適用するに当たり、凹凸の周期及び高さの数値範囲を本願発明1の数値範囲とすることも、当業者が必要に応じて適宜選択し得た設計事項ということができる。

ウ よって、相違点1に係る本願発明1の構成は、引用発明1及び引用文献2記載事項により、当業者が容易に想到し得たというべきである。

<阻害要因について>

原告は、引用発明1において「艶消し梨地部位」は必須の課題解決原理であり、これをストライプ状の複数の凹凸の列とすることは、引用発明1の課題解決原理を没却するものであるから、引用発明1に引用文献2記載事項を組み合わせることには阻害要因があるなどと主張する。

しかしながら、引用発明1の「梨地部位」と引用文献2記載事項の「複数の波の列」は、いずれも印刷工程を設けることなく、フィルム表面上に微小な凹凸を形成することで模様を表現するという共通の作用、機能を有するものであるから、引用発明1の「梨地部位」による模様の表現に替えて、引用文献2記載事項の「複数の波の列」による模様の表現を適用したとしても、引用発明1における「特別に印刷工程を設けなくとも、通常の製膜工程、製袋工程或いは製袋・充填工程に組み込める簡単な図柄表現方法」という課題を解決し得るものといえる。

そうすると、引用発明1の「梨地部位」が必須の課題解決原理とまでいうことはできず、引用発明1に引用文献2記載事項を組み合わせることにつき、引用発明1の課題解決原理を没却するような阻害要因があるということはできない。

<動機付けについて>

原告は、引用文献2記載事項は、プレスロールに金属線を周回させることにより、その表面形状をフィルムに転写するというものであって、ロゴマーク部分のみに金属線を密に並列させることを認識し得ないから、組合せの動機付けはなく、また、数値も、引用文献2記載の凹凸の各数値は、金属線がプレスロールを周回し密に並列することを得られるのに対し、引用発明1は、特定のロゴマーク部分のみを梨地部位として表現するから、これを引用文献2記載事項で表現することは、当業者において容易に想到し得ないと主張する。

しかしながら、引用文献2記載事項において、円筒ロール面をロゴマーク等の局所的な模様とし、その他の部分を切欠き部としてピアノ線を密接巻回すれば、フィルムにロゴマーク等の局所的な模様に対応した波形が形成されること並びに凹凸の周期及び高さの数値範囲は模様に求められる視認性等に応じて当業者が適宜選択し得る設計事項である。

したがって、原告の主張は前提を欠き、本願発明1の属する分野における通常の技術知識及び技術手段を有する当業者が、その有する通常の創作能力を發揮した場合に引用発明1及び引用文献2記載事項により相違点1に係る本願発明1の構成に容易に想到し得た旨の前記当裁判所の認定及び判断を覆すに足りるものではない。

第4 考察

進歩性の検討・判断において、原告が主張した主引用文献記載の発明に副引用文献記載の発明を組み合わせることへの阻害要因、動機づけについて知財高裁の判断が行われている。

実務の参考になるところがあるので紹介した。 以上

AI開発者も共同発明者に AIを使った発明で政府検討

城内実・内閣府特命（知的財産戦略、科学技術政策）担当大臣は、人工知能（AI）を使った発明について、AI開発者も共同発明者として認める方向で検討するとの意向を表明した。AI開発者が特許の付与を受ける発明者として認められるか否かはこれまで明確になっていなかった。具体的な内容は、2025年6月までに策定予定の「知的財産推進計画」で示される見通し。

現在の特許法では、「発明者は自然人に限る」として、AIそのものは発明者として認めていない。AIが特許法で規定された「発明者」に該当するかどうかが争点となった「ダバス事件」では、日本を含む多くの国で、発明者を自然人に限定するという判決が下されている。この事件を契機に現在、各国でAI発明の法的取り扱いが議論されている。

米国特許商標庁（USPTO）では、昨年2月、「AI

支援発明に関する発明者ガイド」を策定。同ガイドでは、AIの支援を受けた発明であつたとしても、発明着想に貢献した自然人は発明者になり得ることを明確にしている。

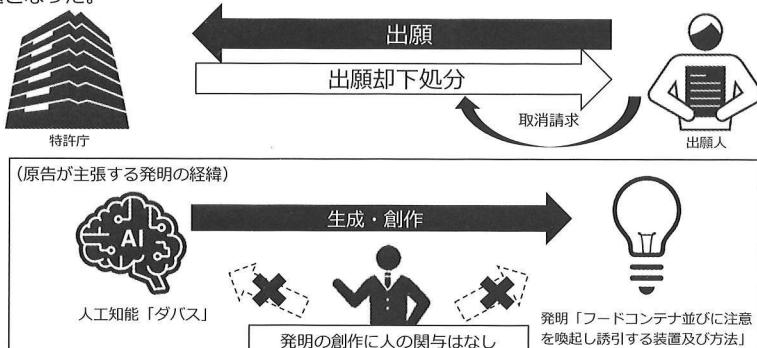
特許庁によると、現時点では、AIが自律的に発明を創作する事例は確認されていないが、今後、技術の進展により、この状況が変わる可能性がある。そのため、発明過程でAIを活用した場合の進歩性の判断や発明者の認定基準といった課題について、現在、特許庁の有識者会議で検討を進めている。

現行制度では、人が課題設定やアイデアを出して、AIが化学式などを組み合わせて創作した発明の場合、真の発明者の認定（発明者適格性）などは明確になっていない。特許権が付与される発明は、創作過程に人が関与したものに限られるため、有識者会議では、AIを使った発明の特許取得には人の関与がどの程度必要になるかなどについて検討する方針。

今後、AIを用いた発明がより広範囲において出願されることが予想される中、政府は、国際的な知財制度の動向を注視しつつ、特許法の解釈の変更も含めた対応を検討している。

【ダバス事件】

⇒ 特許法に規定する「発明者」は自然人に限られるか（=AIは「発明者」に該当し得るか）問題となった。



出典：特許制度小委員会「AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」より抜粋

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

改正意匠法に基づく 関連意匠の出願状況

■特許庁■

特許庁は、改正意匠法に基づく関連意匠の出願状況を公表した。それによると、本年1月6日時点において、19,697件（本意匠の公報発行前の出願が15,816件、本意匠の公報発行後の出願が3,881件）の関連意匠が出願された。

関連意匠は、デザイン開発において一つのコンセプトから多くのバリエーションの意匠が継続的に創作されるという実情に基づき、同一出

願人による一群のデザインを同等の価値を有するものとして保護することを目的としたもの。本意匠の公報発行後（基礎意匠の出願から10年を経過する日前まで）も関連意匠の出願が可能。この制度を利用することで、当初製品投入後に追加的にバリエーションを開発し、一群のデザインとして包括的に意匠権を取得することができる。

●関連意匠についての意匠登録出願件数●

（令和7年1月6日時点での取得可能なもののみ）

本意匠の公報発行前の出願	15,816
本意匠の公報発行後の出願	3,881

審決紹介

本願商標（別掲）は、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2023-11940、令和6年11月19日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和4年11月17日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年1月16日付け：拒絶理由通知書

令和5年1月30日：意見書の提出

令和5年4月13日付け：拒絶査定

令和5年7月14日：審判請求書の提出

別掲 本願商標



MUSASHI
JAPAN

2 本願商標

本願商標は、別掲のとおりの構成からなり、第8類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、左三つ巴の紋が付された兜及び面具（面頬）を認識させる图形を表し、当該图形の下に「MUSASHI」の欧文字及び「JAPAN」の欧文字を2段に表してなるところ、当該图形部分は、兜及び面具（面頬）からして、武将を連想させるものである上に、左三つ巴の紋が付されていることから、当該紋を家紋として使用していた安土桃山時代の武将である「小早川隆景」にちなんだ兜及び面具（面頬）を表しているとの印象を与えるものである。そして、「小早川隆景」のゆかりの地である広島県三原市においては、当該人物が、観光振興や地域おこし等の施策に利用されている実情があるところ、三原市及び三原市教育委員会主催の「小早川隆景展」において、左三つ巴紋やそれが付されている位置等、本願商標の構成中の图形部分と共に特徴を有する兜及び面具（面頬）が展示されている状況が見受けられる。また、本願に係る指定商品である手動利器や包丁類について、かつて刀剣を作製していた工房が製作することも行われており、また、武将にちなんだ商品が取り扱われているなどの実情もあり、本願に係る指定商品と武将との間には関連性があるものといえるから、本願商標をその指定商品に使用したときには、これに接する需要者が、本願商標の構成中の图形部分から「小早川隆景」を想起する場合があるというべきである。そうすると、本願商標を、出願人が自己の商標として登録し、その指定商品に使用することは、公正な取引秩序を害するおそれ及び当該人物を利用した観光振興や地域おこし等を妨げるおそれがあるといわざるを得ず、社会公共の利益に反するものということが相当であるから、本願商標は商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、左三つ巴の紋が付された兜及び面具（面頬）であることを認識させる图形（以下、「图形部分」という。）並びに、その下に「MUSASHI」の欧文字及び「JAPAN」の欧文字を2段に表した構成からなるものである。

そして、本願商標構成中の图形部分に配された左三つ巴の紋は、家紋の一つとして広く使用されているもので、特定の人物のみを表す紋として一般に認識されているような事実は発見できないことから、「左三つ巴」の紋が、安土桃山時代の武将「小早川隆景」を、直ちに理解させ、認識させるものではなく、かつ、左三つ巴の紋を構成中に有する图形部分が、「小早川隆景」にちなんだ兜及び面具（面頬）を表しているとの印象を与えるものともいい得ない。

また、当審において職権をもって調査するも、本願商標構成中の图形部分が、「小早川隆景」の兜及び面具等を表すものとして使用されている事実を発見することができず、原審で示した「小早川隆景展」において展示された「小早川隆景」に由来する兜及び面具（面頬）を認識させるとの特段の事情も見いだすことができない。

さらに、請求人が、本願商標を自己の商標として登録し、その指定商品に使用することが、公正な取引秩序を害するおそれ及び当該人物を利用した觀

光振興や地域おこし等を妨げるおそれがあるというべき事情も見いだせない。

そうすると、本願商標の使用や登録が、社会公共の利益に反するとはいえないから、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標ではない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項7号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「The スパイズ」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2024-9528、令和6年11月11日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年6月30日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年11月9日付け：拒絶理由通知書

令和5年12月20日：意見書の提出

令和6年3月4日付け：拒絶査定

令和6年6月6日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「The スパイズ」の文字を標準文字で表してなり、第29類「カレー・シチュー又はスープのもと」を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「The スパイズ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「The」の文字は、定冠詞として「普通名詞の前に付いて、同類のものの中で特に代表的・典型的なものとして強調する語。」であり、「スパイズ」の文字は、「香味料。香辛料。薬味。」の意味を有する語であるから、本願商標は、全体として、「香辛料を強調した商品」ほどの意味合いを認識させるものである。

そして、本願の指定商品を含む食品業界において、多くのスパイズを使用した商品やスパイズの香りを特徴とするなど、「香辛料を強調した商品」が販売されている実情がある。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者は需要者は、香辛料を強調した商品であること、すなわち、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示したものとして認識するといえる。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、「The スパイズ」の文字を標準文字で表してなるものである。そして、その構成中、「The」の文字は、英語の定冠詞であって「その、例の」（出典：新英和中辞典第7版）株式会社研究社などを意味する語であり、また、「スパイズ」の文字は、「香味料。香辛料。薬味。」を意味する語である（出典：広辞苑 第七版 株式会社岩波書店）としても、それらを結合させた本願商標全体として、何らか特定の意味合いが認識し得るとはいえず、また、そのようにすべき事情も見当たらないものである。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「The スパイズ」の文字やこれに類する文字が、商品の品質等を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、そのほか、本願商標に接する取引者、需要者が、それを自他商品の識別標識としては認識し得ないというべき事情も見当たらないものである。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用しても、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいえず、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

おしらせ

◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPをご確認下さい。）

昭和40(1965)年	商標登録第 679929号～第 682685号
〃 50(1975)年	商標登録第1129138号～第1138992号
〃 60(1985)年	商標登録第1787307号～第1797297号
平成7(1995)年	商標登録第2708401号～第2709198号
平成7(1995)年	商標登録第3056803号～第3065399号
平成17(2005)年	商標登録第4875494号～第4884577号
平成27(2015)年	商標登録第5775067号～第5783376号

各年の7月1日～7月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間になります。
更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年3月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは2月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◎特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和6年11月分	22,505	13,092
前 年 比	100%	100%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。